

リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループの 設置について（平成26年12月8日企画等専門調査会決定）

1 趣旨

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理とともに、リスクアナリシス（リスク分析）を構成する重要な要素のひとつであり、食品安全基本法においても「関係者相互間の情報及び意見の交換を図るための措置」として規定されている（第13条）。

食品安全委員会においては、平成26年5月以降、食品安全委員会の下に「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を設置し、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションのあり方について議論を進めてきたところである。今後、議論の結果を報告書として取りまとめることとなるが、その内容を食品安全委員会の運営に適切に反映させる観点から、報告書については、企画等専門調査会で作成及び取りまとめを行うことが適切である。

このため、報告書の作成を効率的に進める観点から、企画等専門調査会の下に、リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) WG は、企画等専門調査会の座長の指名する者（別紙）により構成する。
- (2) WG に座長を置き、企画等専門調査会の座長が指名する専門委員をもってこれに充てる。
- (3) WG の座長は WG の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) WG の座長に事故があるときは、WG に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WG の座長が必要と認めた場合には、WG の会議に WG に属する専門委員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WG の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) WG の調査審議の結果は、企画等専門調査会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、座長が WG に諮って定める。

(参考)

「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」について

(1) 開催経緯

- 平成 26 年 5 月 23 日 第 1 回会合
座長の選出、これまでの企画等専門調査会での意見、講義「食品安全行政とリスクコミュニケーション」、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績
- 平成 26 年 6 月 26 日 第 2 回会合
「リスクコミュニケーションの取組方策について」(科学技術・学術審議会報告書)についての説明
- 平成 26 年 8 月 1 日 第 3 回会合
第 11 回企画等専門調査会における意見紹介、勉強会メンバーによる発表、意見交換
- 平成 26 年 9 月 24 日 第 4 回会合
勉強会メンバーによる発表、意見交換
- 平成 26 年 10 月 17 日 第 5 回会合
意見交換

(2) 主な論点

- リスクコミュニケーションの現状認識
- リスクアナリシスにおけるリスクコミュニケーションの位置付け
- リスクコミュニケーションの目標・評価
- リスクコミュニケーションのコスト
- ステークホルダーの役割
- 安全教育、リスク教育
- リスクコミュニケーションの担い手
- クライシスコミュニケーション

(別紙)

リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ名簿 (案)

(50音順、敬称略)

○ 専門委員

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 有路昌彦 | 近畿大学農学部水産学科准教授 |
| 鬼武一夫 | 日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部長 |
| 小出 薫 | 株式会社明治特別顧問 |
| 河野康子 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 夏目智子 | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| (座長) 堀口逸子 | 長崎大学広報戦略本部准教授 |

○ 専門参考人

- | | |
|-------|---------------------|
| 金川智恵 | 追手門学院大学経営学部教授 |
| 高橋久仁子 | 群馬大学名誉教授 (教育学部) |
| 細野ひろみ | 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 |
| 松永和紀 | 科学ライター |